

指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団知己会が開設する在宅介護支援センター龍岡（以下「支援センター」と云う）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」と云う）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、支援センターの介護支援専門員とその他従業者（以下「介護支援専門員等」と云う）が、保健、医療、福祉の総合的かつ効率的な情報を提供すると共に、利用者の居宅サービス計画を作成することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 支援センターの介護支援専門員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、サービス事業者から多種支援する。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 多様化・複雑化する課題に対応するため、家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等を開催する

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 在宅介護支援センター龍岡
- ② 所在地 千葉県富里市七栄653-73（龍岡ケアセンター内1階）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 支援センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 主任介護支援専門員
管理者は支援センターの従業者の管理及び利用者からの相談に係る調整、業務の実施状況の把握等の管理を一元的に行う。
- ② 介護支援専門員 常勤換算1以上
介護支援専門員等は利用者の介護相談に対応、支援し、又居宅サービス計画の提供にあたる。
- ③ 介護支援専門員1人あたりの担当利用者数
居宅介護支援 44件以下（介護予防含む。介護予防は3件で1件とする）
合計 44件
ICT活用しかつ、事務員を配置している場合においては、49件以下とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 支援センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 夜間緊急時 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容と提供方法)

第6条 居宅介護支援の内容と提供方法は次のとおりとする。

- ① 利用者の相談を受ける場所は所在地の事務所及び利用者宅とする。
- ② 課題分析票は全国社会福祉協議会方式を使用。問題点、ニーズを本人、介護者と確認しあった上で関係機関と連携し、問題解決にあたる。
連絡調整手段として、電話、FAX、担当者会議を行う。
- ③ 訪問頻度は1ヶ月に1度その他必要に応じて行い、指定居宅サービスの利用状況、目標の達成度等を確認するためのモニタリングを実施する。

④人材の有効活用及び指定居宅サービス事業所等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上のため、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを実施する場合は2ヶ月に1度の訪問とする。

(利用料等)

第7条 居宅介護支援サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスは無料とする。(厚生労働大臣が定める基準「介護報酬告示」は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う居宅介護支援の場合であっても交通費は無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、富里市、成田市、八街市とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 介護支援専門員は居宅介護支援サービスを実施中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に管理者に報告する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 介護支援専門員等は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努め、虐待の発生またはその再発を防止するための措置(委員会の開催、指針の整備、研修を実施する担当者の選任)を講ずる。また市町村が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 利用者などの生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束を行う場合は記録を作成することとする。

(事業継続計画の策定)

第11条 居宅介護支援事業所は、非常事態(自然災害・大事故等)が生じた際に、被害を最小限に抑えつつ、事業を早急に再開させるための事業継続計画を策定するものとする。

(衛生管理)

第12条 居宅介護支援事業所は、感染防止マニュアルに従い衛生管理に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 指定居宅介護支援事業者はその社会的使命感を充分認識し、介護支援専門員等の資質向上を図るため研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 介護支援専門員等は業務上知り得た秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

3 当規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

4 事業所の運営規定の概要等の重要事項等について、書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、ウェブサイトに掲載、公表することとする。

付則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する